

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 計画課

介護保険最新情報

今回の内容

地域介護・福祉空間整備等交付金の21年度協議について

計29枚（本紙を除く）

貴関係諸団体に速やかに送信していただき、本交付金の積極的なご活用をよろしくお願いいたします。

なお、単価表と計画書様式は改正予定部分のみを送付いたしておりますので、ご注意ください。

Vol.59

平成21年1月28日

厚生労働省老健局

計画課

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3927)

FAX：03-3595-3670

事 務 連 絡

平成21年1月27日

指定都市
各 中 核 市 介護関連施設整備担当係長 殿
市区町村

厚生労働省老健局計画課
施設係長

平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び
地域介護・福祉空間整備推進交付金の協議について

平素より高齢者福祉行政の推進につきまして、格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記に係る平成21年度の協議にあたっては、別紙・実施要綱改正（案）のとおりに実施することとしておりますので、十分にご検討いただくようお願いいたします。正式な実施要綱については、追って通知いたします。

なお、「介護療養型医療施設転換計画」につきましては、交付金単価等その内容について現在調整中であるため、当該計画分は今回の協議対象からは除きます。2次協議以降で対応することとしますのでご注意ください。

※平成21年度協議書（計画書）については、各都道府県を經由（指定都市・中核市は除く）し、平成21年2月末までに各地方厚生（支）局へ提出するようお願いいたします。

厚生労働省老健局計画課施設係 電話 03-5253-1111(内線 3927) FAX 03-3595-3670
--

事 務 連 絡
平成21年1月27日

都道府県
各 指定都市 介護関連施設整備担当係長 殿
中核市
市区町村

厚生労働省老健局計画課
施設係長

既存の小規模福祉施設へのスプリンクラー整備事業に
関する疑義照会について

高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記事業については、平成20年12月22日付事務連絡「平成20年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の追加協議について」において新たに追加し、さらには21年度分の協議についても本日事務連絡を送付しているところですが、各自治体から照会の多い事項を整理し、別紙のとおり取り扱うこととしましたので、留意くださるようお願い致します。

【照会先】

厚生労働省老健局計画課 中川

TEL03-5253-1111（内線 3927）

E-mail nakagawa-keisuke@mhlw.go.jp

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における
既存小規模福祉施設へのスプリンクラー等整備事業に関する疑義照会について

NO.	疑義内容	回答
1	<p>交付金の算定にあたり「延べ床面積」の範囲はどこまでが対象となるか 例) グループホーム建物全体の延べ床面積は400㎡、うち実際にスプリンクラーを設置する延べ床面積が350㎡</p>	<p>交付金の算定上においては、対象となる施設の建物全体の面積により算定して差し支えない。(例では400㎡が対象)</p>
2	<p>延べ床面積が275㎡未満の施設については、交付金の対象とならないのか</p>	<p>交付金の対象にはならない。 平成19年6月13日の消防法施行令の改正に伴い、新たに設置義務が生じた施設を対象とする。 ただし、複合施設の取扱いはNo.7のとおり。</p>
3	<p>「既存」の施設の範囲について</p>	<p>平成20年度末までに、開設、竣工、又は着工された施設で、スプリンクラー設備が未設置のもの。</p>
4	<p>既に自費でスプリンクラーを設置した場合は交付金の対象とならないか</p>	<p>スプリンクラーが未設置の施設を対象とし、既に設置した施設に対する追加的な交付は行わない。</p>
5	<p>既にハード交付金を受けてグループホームを整備している場合、交付金の対象経費に含めてスプリンクラーを既に設置した施設と比べ、現在もなお未設置の施設に今回さらに交付金が受けることができると、バランスを欠くのではないか</p>	<p>今回の支援内容は、平成21年度の予算要求において認められたもので、利用者の防火安全対策を目的に、今後、設置義務猶予期間中のスプリンクラー設置を促進していく趣旨であり、現在未設置の対象施設については、いずれも交付対象とするもの。</p>
6	<p>小規模多機能型居宅介護事業所は交付対象として認められないか</p>	<p>当該事業を行う建物については、消防法施行令上スプリンクラーの設置義務が生じていないため、交付金の対象外とする。</p>
7	<p>複合型施設の取扱いについて</p>	<p>※別紙のとおり</p>
8	<p>交付金を受けてスプリンクラーを設置するにあたり、簡易型(水道直結型)やパッケージ型等、その形態に制限はあるのか</p>	<p>交付金の制度上は特に制限はしないが、消防法関連の基準や、各地域の消防本部による指導内容等に沿った設備を設置すること。</p>

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における
 既存小規模福祉施設へのスプリンクラー等整備事業に関する疑義照会について

NO.	疑義内容	回答
9	介護療養病床の転換により施設を整備する際のスプリンクラー設置費用の取扱いはどうなるか	消防法によりスプリンクラー設置義務が課せられている施設への転換において、スプリンクラー設備を整備する場合には、他の改修が伴わなくとも、当該交付金のうち「介護療養型医療施設等転換整備事業」の対象とする。
10	20年度の追加協議で申請する場合、工事は年度内に完了しなければならないか	当該交付金は単年度事業を前提としており、年度内完了を原則としている。 次年度への繰越については、面的整備計画による施設整備事業等と同様の取扱いである。 繰越が認められる理由としては、当初予期しなかった物価高騰や資材不足による資材入手難や、他事業・関係機関との調整、などが考えられる。
11	21年度以降も本事業は継続されるのか	既存施設へのスプリンクラー設備設置は平成24年3月末までの猶予期間があり、当該期間中は支援を継続して行っていく予定としている。各市町村においても計画的に整備をすすめていただきたい。

別紙

「既存小規模福祉施設へのスプリンクラー等整備事業」に関する疑義照会について

【複合施設の取扱いについて】

No.	疑 義	回 答	考 え 方
7-1	<p>消防法施行令でスプリンクラー設置が義務づけられた施設と義務づけられていない施設とが併設されている場合、交付金対象の範囲は？消防署からは、一体の施設として見なされ、スプリンクラーの設置が指導されているが。</p> <p>例) 小規模多機能型居宅介護事業所 (280㎡) と 認知症高齢者グループホーム (280㎡)</p>	<p>交付対象となるのは、認知症高齢者グループホームの280㎡分のみ。</p>	<p>複合施設において、個々の施設を見た場合、一方だけが設置義務があり、もう一方に設置義務がない場合でも、一体の施設であって、スプリンクラーの設置が必要、という消防担当部局が判断すれば、消防法の施行令において設置が義務づけられている施設のみ対象とする。</p>
7-2	<p>消防法施行令でスプリンクラー設置が義務づけられていない施設が併設されている場合、交付金の対象となるか？消防署からは、一体の施設として見なされ、スプリンクラーの設置が指導されているが。</p> <p>例) 小規模多機能型居宅介護事業所 (250㎡) と 認知症高齢者グループホーム (250㎡)</p>	<p>消防署からの指導を受けている場合、認知症高齢者グループホーム、250㎡分のみ対象となる。ただし、交付金の申請にあたっては、消防担当部局の指導等を受けたことが分かるものを提出すること。</p>	<p>複合施設において、個々の施設を見た場合にいずれも消防法施行令の基準に該当しないが、一体の施設であって、スプリンクラーの設置が必要、という消防担当部局が判断すれば、消防法の施行令において設置が義務づけられている施設のみ対象とする。</p>
7-3	<p>消防法施行令でスプリンクラー設置が義務づけられている施設が併設されているが、個々の施設の延べ床面積が基準を満たしているものと満たしていないものがある場合でも、交付金の対象となるか？消防署からは、一体の施設として見なされ、スプリンクラーの設置が指導されているが。</p> <p>例) 小規模の介護老人保健施設 (400㎡) と 認知症高齢者グループホーム (250㎡)</p>	<p>自力避難困難者入所施設として消防法施行令において定められている施設が併設されていて、一方が延べ床面積の基準 (275㎡以上) を満たし、もう一方が満たしていないが、一体の施設として消防署からスプリンクラー設置の指導を受けた場合、両施設を併せた延べ床面積分が交付対象となる。事例の場合、650㎡が交付対象。ただし、交付金の申請にあたっては、消防担当部局の指導等が分かるものを提出すること。</p>	<p>消防法施行令において自力避難困難者入所施設とされているが、延べ床面積は基準を満たしていない (275㎡以下) 施設が併設されている場合でも、一体の施設であって、スプリンクラーの設置が必要と消防部局が判断すれば、交付金の対象となる。延べ床面積の合計により交付額が算定される。</p>
7-4	<p>消防法施行令でスプリンクラー設置が義務づけられている施設が併設されているが、延べ床面積がそれぞれの基準を満たさない場合でも、交付金の対象となるか？消防署からは、一体の施設として見なされ、スプリンクラーの設置が指導されているが。</p> <p>例) 小規模の介護老人保健施設 (270㎡) と 認知症高齢者グループホーム (270㎡)</p>	<p>自力避難困難者入所施設として消防法施行令において定められている施設が併設されていて、両方とも延べ床面積の基準は満たしていないが (275㎡以下)、一体の施設として消防署からスプリンクラー設置の指導を受けた場合、両施設を併せた延べ床面積分が交付対象となる。事例の場合、540㎡が交付対象。ただし、交付金の申請にあたっては、消防担当部局の指導等が分かるものを提出すること。</p>	<p>消防法施行令において自力避難困難者入所施設とされているが、延べ床面積は基準を満たしていない (275㎡以下) 施設が併設されている場合でも、一体の施設であって、スプリンクラーの設置が必要と消防部局が判断すれば、交付金の対象となる。延べ床面積の合計により交付額が算定される。</p>

(現行)	(改正案)
<p>(別紙)</p> <p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金(日常生活圏域を単位として作成する整備計画に対する交付金)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付</p> <p>(ア) 対象事業</p> <p>(1) ア(ウ)の公的介護施設等の整備に関する面的な配置構想を達成するため、法第4条第2項第2号及び規則第6条に定められた事業のうち次に掲げる事業に必要な経費を対象とする。</p> <p>a 夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に利用者からの通報を受け付けることができる通信機器及びシステムの導入 ・適切にオペレーションセンターに通報できる端末の購入又はリース ・事業立上げの初年度に必要なその他の経費 <p>b 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等 <p>c 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等 <p>d その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業</p>	<p>(別紙)</p> <p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金(日常生活圏域を単位として作成する整備計画に対する交付金)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付</p> <p>(ア) 対象事業</p> <p>(1) ア(ウ)の公的介護施設等の整備に関する面的な配置構想を達成するため、法第4条第2項第2号及び規則第6条に定められた事業のうち次に掲げる事業に必要な経費を対象とする。</p> <p>a 夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に利用者からの通報を受け付けることができる通信機器及びシステムの導入 ・適切にオペレーションセンターに通報できる端末の購入又はリース ・事業立上げの初年度に必要なその他の経費 <p>b 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等 <p>c 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等 <p>d その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業</p>

・事業立上げの初年度に必要な設備整備等

(イ) 採択基準

(ア)の事業については、地域の実情に応じた実効性のある地域介護・福祉空間形成を推進する必要があることから、(5)(ウ)の採択基準による優先順位に従い、予算の範囲内で採択することとする。

(ウ) 交付額の算定方法

面的整備計画に記載された事業ごとに、別表2(2)の第2欄に定める配分基礎単価の合計額と第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(エ) 年度単位の交付

複数年度にわたる面的整備計画に対する地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付については、面的整備計画に記載された個々の事業の設備の購入時期や運営開始時期等に着目し、各年度ごとに交付するものとする。

(7) 継続事業の交付(略)

(8) その他

面的整備計画が多数にのぼった場合は、1市町村につき採択する計画数を調整し、又は、1計画当たりの交付上限額を調整することがあるものとする。

・事業立上げの初年度に必要な設備整備等

e 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業

・事業立上げの初年度に必要な設備整備等

(イ) 採択基準

(ア)の事業については、地域の実情に応じた実効性のある地域介護・福祉空間形成を推進する必要があることから、(5)(ウ)の採択基準による優先順位に従い、予算の範囲内で採択することとする。

(ウ) 交付額の算定方法

面的整備計画に記載された事業ごとに、別表2(2)の第2欄に定める配分基礎単価の合計額と第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(エ) 年度単位の交付

複数年度にわたる面的整備計画に対する地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付については、面的整備計画に記載された個々の事業の設備の購入時期や運営開始時期等に着目し、各年度ごとに交付するものとする。

(7) 継続事業の交付(略)

(8) 日常生活圏域間での交付額の配分

採択された面的整備計画について、やむを得ない理由で市町村内の他の日常生活圏域との間で交付額の配分変更を伴う計画変更を行おうとする場合、別に定めるところにより事前に承認を得なければならない。配分変更後においても、地域介護・福祉空間整備交付金の交付額は日常生活圏域毎に1億円を上限とする。

<p>第3 優先すべき事項について（略）</p> <p>第4 先進的事業支援特例交付金（市区町村全域を単位として作成する整備計画に対する交付金）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）先進的事業整備計画</p> <p>ア 先進的事業整備計画の作成</p> <p>市町村は、高齢者が出来る限り在宅に近い居住環境の中で生活が営めるようにするため、また、地域における介護・福祉・医療等の多様なニーズに応えるため、毎年度、既存の特別養護老人ホームのユニット型施設への改修等の先進的な事業を基本とする「先進的事業整備計画」を作成することができる。</p> <p>「先進的事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。</p> <p>（ア）先進的事業整備計画の名称</p> <p>（イ）先進的事業の目標</p> <p>（ウ）（イ）の目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所</p> <p>（エ）先進的事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額</p> <p>（オ）先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項</p>	<p><u>（9）</u> その他</p> <p>面的整備計画が多数にのぼった場合は、1市町村につき採択する計画数を調整し、又は、1計画当たりの交付上限額を調整することがあるものとする。</p> <p>第3 優先すべき事項について（略）</p> <p>第4 先進的事業支援特例交付金（市区町村全域を単位として作成する整備計画に対する交付金）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）先進的事業整備計画</p> <p>ア 先進的事業整備計画の作成</p> <p>市町村は、高齢者が出来る限り在宅に近い居住環境の中で生活が営めるようにするため、また、地域における介護・福祉・医療等の多様なニーズに応えるため、毎年度、既存の特別養護老人ホームのユニット型施設への改修等の先進的な事業を基本とする「先進的事業整備計画」を作成することができる。</p> <p>「先進的事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。</p> <p>（ア）先進的事業整備計画の名称</p> <p>（イ）先進的事業の目標</p> <p>（ウ）（イ）の目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所</p> <p>（エ）先進的事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額</p> <p>（オ）先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項</p>
--	--

<p>イ 先進的事業整備計画作成に当たっての留意点</p> <p>(ア) 先進的事業整備計画は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画と調和が保たれていることが必要であり、先進的事業整備計画に定める施設の整備量は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画に定める計画値の範囲内とする。</p> <p>(イ) 先進的事業整備計画は、面的整備計画又は介護療養型医療施設転換整備計画と重複して交付金を交付しないものとする。</p> <p>(ウ) 特別養護老人ホームのユニット化改修等は、市町村域を越えた広域的な利用につながるものであることから、先進的事業整備計画の作成又は変更には、施設が設置される都道府県の意見を聞かなければならないものとする。</p> <p>(エ) 先進的事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県にその写しを送付するものとする。</p> <p>ウ 先進的事業等整備計画の提出期限及び提出先</p> <p>市町村は、先進的事業支援特例交付金を充てて先進的事業整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第4号及び第5号による計画書を作成し、計画年度の前年度の2月末日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。</p> <p>エ 先進的事業支援特例交付金の交付（先進的事業整備計画に係る分）</p> <p>(ア) 対象事業</p> <p>規則第4条第5号、第5条第3号、第6条第2号（ユニット型施設を整備する事業に限る。）及び同条第7号に定められた次に掲げる事業に要する経費を対象とする。</p>	<p>イ 先進的事業整備計画作成に当たっての留意点</p> <p>(ア) 先進的事業整備計画は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画と調和が保たれていることが必要であり、先進的事業整備計画に定める施設の整備量は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画に定める計画値の範囲内とする。</p> <p>(イ) 先進的事業整備計画は、面的整備計画又は介護療養型医療施設転換整備計画と重複して交付金を交付しないものとする。</p> <p><u>ただし、市町村提案事業については、面的整備計画のうち地域介護・福祉空間整備推進交付金と合わせて交付ができるものとする。</u></p> <p>(ウ) 特別養護老人ホームのユニット化改修等は、市町村域を越えた広域的な利用につながるものであることから、先進的事業整備計画の作成又は変更には、施設が設置される都道府県の意見を聞かなければならないものとする。</p> <p>(エ) 先進的事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県にその写しを送付するものとする。</p> <p>ウ 先進的事業等整備計画の提出期限及び提出先</p> <p>市町村は、先進的事業支援特例交付金を充てて先進的事業整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第4号（<u>高齢者安心住空間整備事業により実施する場合は様式第5号に再掲</u>）による計画書を作成し、計画年度の前年度の2月末日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。</p> <p>エ 先進的事業支援特例交付金の交付（先進的事業整備計画に係る分）</p> <p>(ア) 対象事業</p> <p>規則第4条第5号、第5条第3号、第6条第2号（ユニット型施設を整備する事業に限る。）及び同条第7号に定められた次に掲げる事業に要する経費を対象とする。</p>
--	--

- a 既存の特別養護老人ホームをユニット型施設へ改修する事業及び介護療養型医療施設の改修により、第4の(1)のエの(ア) a、b又はd若しくはeに掲げる施設であってユニット型のものに転換する事業
- b 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイの整備事業
- c 市町村から提案された全国的に見て先進的な事業
(高齢者安心住空間整備事業のうち高齢者複合サービス拠点を含む。)

以下(略)

- a 既存の特別養護老人ホームをユニット型施設へ改修する事業及び介護療養型医療施設の改修により、第4の(1)のエの(ア) a、b又はd若しくはeに掲げる施設であってユニット型のものに転換する事業
- b 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイの整備事業
- c 市町村から提案された全国的に見て先進的な事業
(高齢者安心住空間整備事業のうち高齢者複合サービス拠点を含む。)

d 既存の小規模福祉施設への、消防法施行令改正に伴い義務化されるスプリンクラー等を整備する事業

対象とする施設種別

- ・小規模(定員29名以下)の介護老人福祉施設
- ・小規模(定員29名以下)の介護老人保健施設
- ・認知症高齢者グループホーム

以下(略)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施要綱の改正（案）内容について

対象事項の追加

① 既存の小規模福祉施設へのスプリンクラー等整備事業

を地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）の先進的事業に追加。

② 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業

を地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）に追加。

※ 高齢者にとって使いやすいように住戸内外がバリアフリー化されているものとして都道府県知事の認定を受けた住宅（高齢者向け優良賃貸住宅）を対象として、介護サービス、生活支援サービス、医療施設サービスが連携して高齢者にサービスを提供するために必要となる、事業立ち上げの初年度に必要となる経費についてソフト交付金の対象とする。

(1) ケア付き住宅支援のための連携体制を構築するための経費（会議室使用料、印刷製本にかかる経費等）

(2) 事業立ち上げに要する備品購入費等

(3) 高齢者の生活相談、緊急時対応を行う人材確保に要する経費

運用の整理、文言の修正

③ 市町村提案事業と合わせてソフト交付金を活用できることについて、実施要綱上整理されていなかったため、これを明記。

④ 先進的事業を高齢者安心住空間整備事業で行う場合の、計画書の提出方法にかかる規程を整理。

⑤ 市町村内の他の日常生活圏域との間で、やむを得ない理由がある場合に交付額の配分変更ができることを規程。

計画書様式、単価表の変更

⑥ 別紙様式第4号「先進的事業計画書」に①の内容を追加

⑦ 別表2「面的整備計画に基づく事業の配分基礎単価」に②の項目を追加

⑧ 別表3「先進的事業支援特例交付金の交付基準単価」に①の項目を追加

(別紙)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び
地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱(案)

第1 目的

本要綱は、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」(平成元年法律第64号。以下「法」という。)及び「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則」(平成元年厚生省令第34号。以下「規則」という。)の規定に基づく地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金(「市町村交付金」と総称する。以下同じ。)の実施に関する基本的事項を定めるものである。

第2 地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金(日常生活圏域を単位として作成する整備計画に対する交付金)

(1) 面的整備計画の作成

ア 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、住民にとって身近な日常生活圏域(法第4条第2項第1号に規定する日常生活圏域をいう。以下同じ。)を単位として、公的介護施設等(法第2条第2項に規定する公的介護施設等をいう。以下同じ。)の面的な配置構想を基に、今後3年以内に実施する基盤整備事業を明らかにした面的整備計画を作成することができる。

面的整備計画に記載すべき事項は次のとおりである。

- (ア) 面的整備計画の名称
- (イ) 面的整備計画の区域
- (ウ) 公的介護施設等の整備に関する目標
- (エ) 面的整備計画の期間
- (オ) (ウ)の目標を達成するために必要な事業に関する事項
- (カ) 日常生活圏域における公的介護施設等の整備の状況
- (キ) 面的整備計画に基づく事業に要する費用の額
- (ク) 市町村交付金の額の算定のために必要な事項
- (ケ) 面的整備計画の作成に係る住民の意見の反映等に関する事項
- (コ) 面的整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項
- (サ) その他市町村が必要と認めた事項

イ 公的介護施設等の整備に関する目標を達成する観点から、ア(オ)に関し、介護予防拠点の整備事業のみ、又は、地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る事

業のみを盛り込んだ面的整備計画を作成することも差し支えないものとする。

(2) 面的整備計画作成に当たっての留意点

ア 面的整備計画は、市町村介護保険事業計画と調和が保たれていることが必要であり、面的整備計画に定める施設の整備量は、市町村介護保険事業計画に定める各介護給付等対象サービス等の計画値の範囲内とする。

イ 面的整備計画は、当該市町村の住民の生活に密接に関係することから、その作成又は変更にあたって、住民の意見を反映させる仕組みを設けることとする。

ウ 面的整備計画を作成又は変更した場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県知事にその写しを送付するものとする。

エ 公的賃貸住宅団地の既存施設等を活用してサービス拠点を整備する事業（高齢者安心住空間整備事業という。）は、面的整備計画及び先進的事業計画において、実施するものとする。

(3) 面的整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、市町村交付金を充てて面的整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第1号による面的整備計画書（高齢者安心住空間整備事業により実施する場合は、別紙様式第5号へ再掲するものとする。）を作成し、計画期間の初年度の前年度の2月末日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長。以下「地方厚生（支）局長」という。）に提出するものとする。

(4) 面的整備計画の評価

市町村は面的整備計画に基づく計画期間が経過した後には、当該面的整備計画の目標の達成状況について、学識経験者等で構成する委員会による評価を行い、その結果を公表するものとする。

(5) 地域介護・福祉空間整備交付金の交付

(ア) 対象事業

(1) ア（ウ）の公的介護施設等の整備に関する面的な配置構想を達成するため、法第4条第2項第2号並びに規則第4条、第5条及び第6条に定められた事業のうち次に掲げる施設等を整備する事業を対象とする。

a 地域密着型サービスの拠点

(a) 小規模多機能型居宅介護拠点

(b) 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

- (c) 小規模（定員29人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- (d) 認知症高齢者グループホーム
- (e) 認知症対応型デイサービスセンター
- (f) 夜間対応型訪問介護ステーション
- b 小規模（定員29人以下）の老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- c 介護予防拠点
- d 地域包括支援センター
- e 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づくものに限る。）

(イ) 施設等の整備

(ア) の対象事業については、地域再生の観点も踏まえ、空き家、空き店舗など地域の既存資源の有効活用に留意し、地域の創意工夫をいかした効果的かつ効率的な整備を図るよう努めるものとする。又、高齢者安心住空間整備事業についても（ア）の対象事業により実施するものとする。

(ウ) 採択基準

地域介護・福祉空間整備交付金は、高齢者が介護を必要となっても住み慣れた日常生活圏域において生活を継続することができるようにするための基盤整備が求められる中で、公的介護施設等の整備状況に地域差があることを踏まえ、整備を行う必要性が高い面的整備計画から優先して採択することとし、次の観点から評価を行う。

- a 別表1の市町村交付金採択指標の客観的指標（指標1～指標3）により、提出された面的整備計画の評価点を算定する。
- b aにより得られた点数に、別表1の市町村交付金採択指標の政策的指標（指標4～指標10）による加算点を加えた総合評価点に基づき、予算の範囲内で優先順位の高い面的整備計画から順に採択することとする。

(エ) 交付額の算定方法

a 算定方法

地域介護・福祉空間整備交付金は面的整備計画ごとに交付するものとし、

面的整備計画に記載された施設等につき、別表2（1）の第2欄に定める配分基礎単価の合計額と第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ただし、その額が1億円を超える場合は、1億円を上限とし、また、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

b 国の財政上の特別措置

次の表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が面的整備計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、aにより算定した額に第3欄に定める加算額を加算することとし、その結果、交付額が1億円を超える場合も、1億円を超えて加算できるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ ケアハウス ・ 生活支援ハウス 	別表2の第2欄に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 生活支援ハウス 	別表2の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム 	別表2の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム 	別表2の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額

c 豪雪地帯対策特別措置法による特例

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、a及びbにより算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算することとし、その結果、交付額が1億円を超える場合も、1億円を超えて加算できるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

d 年度単位の交付

複数年度にわたる面的整備計画に対する地域介護・福祉空間整備交付金の交付については、面的整備計画に記載された個々の事業の着工時期に着目し、各年度ごとに交付するものとする。

(6) 地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付

(ア) 対象事業

(1) ア(ウ)の公的介護施設等の整備に関する面的な配置構想を達成するため、法第4条第2項第2号及び規則第6条に定められた事業のうち次に掲げる事業に必要な経費を対象とする。

a 夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業

- ・ 利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に利用者からの通報を受け付けることができる通信機器及びシステムの導入
- ・ 適切にオペレーションセンターに通報できる端末の購入又はリース
- ・ 事業立上げの初年度に必要なその他の経費

b 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業

- ・ 事業立上げの初年度に必要な設備整備等

c 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業

- ・ 事業立上げの初年度に必要な設備整備等

d その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業

- ・ 事業立上げの初年度に必要な設備整備等

e 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業

- ・ 事業立上げの初年度に必要な設備整備等

(イ) 採択基準

(ア)の事業については、地域の実情に応じた実効性のある地域介護・福祉空間形成を推進する必要があることから、(5)(ウ)の採択基準による優先順位に従い、予算の範囲内で採択することとする。

(ウ) 交付額の算定方法

面的整備計画に記載された事業ごとに、別表2(2)の第2欄に定める配分

基礎単価の合計額と第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(エ) 年度単位の交付

複数年度にわたる面的整備計画に対する地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付については、面的整備計画に記載された個々の事業の設備の購入時期や運営開始時期等に着目し、各年度ごとに交付するものとする。

(7) 継続事業の交付

前年度に採択され、面的整備計画に記載された事業については、様式第2号に当該年度の交付予定額を記入の上、前年度の2月末日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長へ提出するものとする。

(8) 日常生活圏域間での交付額の配分

採択された面的整備計画について、やむを得ない理由で市町村内の他の日常生活圏域との間で交付額の配分変更を伴う計画変更を行おうとする場合、別に定めるところにより事前に承認を得なければならない。配分変更後においても、地域介護・福祉空間整備交付金の交付額は日常生活圏域毎に1億円を上限とする。

(9) その他

面的整備計画が多数にのぼった場合は、1市町村につき採択する計画数を調整し、又は、1計画当たりの交付上限額を調整することがあるものとする。

第3 優先すべき事項について

面的整備計画の作成に当たっては、次のものを優先的に計画に盛り込むこととする。

- (1) 施設入所者の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数及び老朽度を勘案して優先度の高い老朽施設の改築を行うもの。
- (2) 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。
- (3) 都市部における用地取得の困難性にかんがみ、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。
- (4) 過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。
- (5) 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。

- (6) 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。
- (7) 地域の人材・知識が集積する知の拠点である大学等と連携した地域づくりを進めていくもの。

第4 先進的事業支援特例交付金（市区町村全域を単位として作成する整備計画に対する交付金）

(1) 介護療養型医療施設転換整備計画

ア 介護療養型医療施設転換整備計画の作成

市町村は、療養型医療施設の再編に当たって、既存の介護療養型医療施設について円滑な転換を推進するため、毎年度、既存の介護療養型医療施設の老人保健施設やケアハウス等への転換を基本とする「介護療養型医療施設転換整備計画」を作成することができる。

介護療養型医療施設転換整備計画に記載すべき事項は次のとおりである。

- (ア) 介護療養型医療施設転換整備計画の名称
- (イ) 介護療養型医療施設の転換に関する目標
- (ウ) 市町村における介護療養型医療施設の状況
- (エ) (イ)の目標を達成するために転換が必要な介護療養型医療施設を有する施設等の名称等
- (オ) 介護療養型医療施設転換整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- (カ) 先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項
- (キ) その他市町村が必要と認めた事項

イ 介護療養型医療施設転換整備計画作成に当たっての留意点

- (ア) 介護療養型医療施設転換整備計画は、市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画及び医療計画と調和が保たれていることが必要である。
- (イ) 介護療養型医療施設転換整備計画は、面的整備計画及び先進的事業整備計画と重複して交付金を交付しないものとする。
- (ウ) 介護療養型医療施設は、市町村域を越えた広域的な利用につながるものことから、介護療養型医療施設転換整備計画の作成又は変更に当たっては、都道府県の意見を聞かなければならないものとする。
- (エ) 介護療養型医療施設転換整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県にその写しを送付するものとする。

ウ 介護療養型医療施設転換整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、先進的事業支援特例交付金を充てて介護療養型医療施設転換整備

計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第3号による計画書を作成し、計画年度の前年度の2月末日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。

エ 先進的事業支援特例交付金の交付（介護療養型医療施設転換整備計画に係る分）

（ア）対象事業

法第4条第2項第2号及び規則第6条第2号に基づき、介護療養型医療施設転換整備計画に記載する事業は介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業とし、介護療養型医療施設転換整備計画に係る先進的事業支援特例交付金は当該事業に要する経費を対象とする。

なお、いずれも、定員規模は問わないこととし、b、c並びにhについては特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないこととする。

- a 老人保健施設
- b ケアハウス
- c 有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。）
- d 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合）
- e 認知症高齢者グループホーム
- f 小規模多機能型居宅介護拠点
- g 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づくものに限る。）
- h 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条の規定により登録されている賃貸住宅のうち、「介護保険法施行規則第十五条第三号及び老人福祉法施行規則第二十条の四の厚生労働大臣が定める基準」（平成十八年厚生労働省告示第二百六十四号）に適合するものとして都道府県知事に届けられているものに限る。

（イ）整備区分

「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

整備区分	整備内容
創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

（ウ）交付額の算定方法

介護療養型医療施設転換整備計画に係る先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その交付額の算定にあたっては、市町村ごとに介護療養型医療施設転換整備計画に記載された事業について、別表3（1）の第1欄に定める整備の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数（ただし、廃止予定の介護療養型医療施設の定員数を上限とする。）を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（2）先進的事業整備計画

ア 先進的事業整備計画の作成

市町村は、高齢者が出来る限り在宅に近い居住環境の中で生活が営めるようにするため、また、地域における介護・福祉・医療等の多様なニーズに応えるため、毎年度、既存の特別養護老人ホームのユニット型施設への改修等の先進的な事業を基本とする「先進的事業整備計画」を作成することができる。

「先進的事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。

（ア）先進的事業整備計画の名称

（イ）先進的事業の目標

（ウ）（イ）の目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所

（エ）先進的事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額

（オ）先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項

イ 先進的事業整備計画作成に当たっての留意点

（ア）先進的事業整備計画は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画と調和が保たれていることが必要であり、先進的事業整備計画に定める施設の整備量は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計

画に定める計画値の範囲内とする。

(イ) 先進的事業整備計画は、面的整備計画又は介護療養型医療施設転換整備計画と重複して交付金を交付しないものとする。

ただし、市町村提案事業については、面的整備計画のうち地域介護・福祉空間整備推進交付金と合わせて交付ができるものとする。

(ウ) 特別養護老人ホームのユニット化改修等は、市町村域を越えた広域的な利用につながるものであることから、先進的事業整備計画の作成又は変更に当たっては、施設が設置される都道府県の意見を聞かなければならないものとする。

(エ) 先進的事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県にその写しを送付するものとする。

ウ 先進的事業等整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、先進的事業支援特例交付金を充てて先進的事業整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第4号（高齢者安心住空間整備事業により実施する場合は様式第5号に再掲）による計画書を作成し、計画年度の前年度の2月末日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。

エ 先進的事業支援特例交付金の交付（先進的事業整備計画に係る分）

(ア) 対象事業

規則第4条第5号、第5条第3号、第6条第2号（ユニット型施設を整備する事業に限る。）及び同条第7号に定められた次に掲げる事業に要する経費を対象とする。

- a 既存の特別養護老人ホームをユニット型施設へ改修する事業及び介護療養型医療施設の改修により、第4の(1)のエの(ア) a、b又はd若しくはeに掲げる施設であってユニット型のものに転換する事業
- b 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイの整備事業
- c 市町村から提案された全国的に見て先進的な事業
(高齢者安心住空間整備事業のうち高齢者複合サービス拠点を含む。)
- d 既存の小規模福祉施設への、消防法施行令改正に伴い義務化されるスプリンクラー等を整備する事業

対象とする施設種別

- ・小規模（定員29名以下）の介護老人福祉施設
- ・小規模（定員29名以下）の介護老人保健施設
- ・認知症高齢者グループホーム

(イ) 交付額の算定方法

a 算定方法

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その交付額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的事業整備計画に記載された事業について、別表3（2）の第1欄に定める事業の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

b 国の財政上の特別措置

次の表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が先進的事業整備計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、aにより算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類	3 加算率
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	特別養護老人ホーム	1.10
沖縄振興特別措置法第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	特別養護老人ホーム	1.50
豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合	特別養護老人ホーム	1.08

別表 2

面的整備計画に基づく事業の配分基礎単価

(1) 地域介護・福祉空間整備交付金に係る分

1 区 分	2 配分基礎単価	3 対象経費
地域密着型サービスの拠点		面的整備計画に基づく施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
・小規模多機能型居宅介護拠点	15,000千円	
・特別養護老人ホーム		
1ユニット	20,000千円	
2ユニット以上	40,000千円	
・ケアハウス		
1ユニット	20,000千円	
2ユニット以上	40,000千円	
・認知症高齢者グループホーム	15,000千円	
・認知症対応型デイサービスセンター	10,000千円	
・夜間対応型訪問介護ステーション	5,000千円	
老人保健施設	25,000千円	
介護予防拠点	7,500千円	
地域包括支援センター	1,000千円	
生活支援ハウス	30,000千円	

(2) 地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る分

1 区 分	2 配分基礎単価	3 対象経費
夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業	30,000千円	面的整備計画に基づく設備の整備に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	3,000千円	
「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	3,000千円	
地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携の推進に要する軽費	3,000千円	
その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	3,000千円	面的整備計画に基づく設備の整備に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費又は工事請負費。

別表 3

先進的事業支援特例交付金の交付基準単価

(1) 介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業

1 区 分	2 交付基準単価	3 単 位	4 対象経費
創 設	1,000千円	転換床数	<p>介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
改 築	1,200千円	転換床数	
改 修	500千円	転換床数	

(2) 先進的事業整備計画に基づく事業

1 区 分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費				
<p>特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業</p> <table border="1" data-bbox="247 526 898 817"> <tr> <td data-bbox="247 526 566 672">「個室→ユニット化」改修</td> <td data-bbox="566 526 756 672">500千円</td> <td data-bbox="756 526 898 672">整備床数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="247 672 566 817">「多床室→ユニット化」改修</td> <td data-bbox="566 672 756 817">1,000千円</td> <td data-bbox="756 672 898 817">整備床数</td> </tr> </table>	「個室→ユニット化」改修	500千円	整備床数	「多床室→ユニット化」改修	1,000千円	整備床数	<p>先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
「個室→ユニット化」改修	500千円	整備床数					
「多床室→ユニット化」改修	1,000千円	整備床数					
緊急ショートステイの整備事業	1,000千円	整備床数					
市町村提案事業	30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額	施設数					
既存の小規模福祉施設へのスプリンクラー等整備事業	9千円	対象施設ごと1㎡あたり					

先進的事業整備計画書

計画名称	
------	--

都道府県名		市町村名	
-------	--	------	--

1. 先進的な事業を行うための基盤整備に関する目標

2. 市町村内における特別養護老人ホームの状況

特別養護老人ホーム の施設名称	設置主体	設置場所	居室形態			合計
			ユニット型 個室	左記以外の 個室	多床室	
①						
②						
③						
④						
⑤						
合計						

ユニット型個室割合		%
-----------	--	---

3. 目標達成のために整備が必要な施設の名称、その費用の額及び交付予定額等

① 既存の特別養護老人ホームをユニット型施設へ改修する事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業 (単位：千円)

施設名称	設置主体	設置場所	定員		対象経費の実 支出(予定)額	交付基準単価	算定基準による算 定額	交付(予定)額
			現員	うち個室化 改修分 a				
					b	c	d (a×c)	e (bとdのいずれか低い方)

特別法等の適用	公害	沖縄	特豪
---------	----	----	----

② 緊急ショートステイの整備事業 (単位：千円)

緊急ショートステイ を整備する施設の種別	施設の名称	設置主体	設置場所	整備床数	対象経費の実 支出(予定)額	交付基準単価	算定基準による 算定額	交付(予定)額
				a	b	c	d (a×c)	e (bとdのいずれか低い方)

③ 市町村提案事業

【具体的内容】	対象経費の実支出(予定)額
	千円
	交付(予定)額
	千円

④ 既存の小規模福祉施設へのスプリンクラー等整備事業

(単位：千円)

スプリンクラーを設置する施設の種別	施設の名称 設置主体	事業開始年月	定員数 (人)	延べ床面積 (㎡)	対象経費の 実支出(予定) 額	交付基準単価 (1㎡あたり)	算定基準による 算定額	交付(予定)額 e. (bとdのい ずれか低い方)	備考
				a	b	c	d (a×c)		
①									
②									
③									
④									
⑤									
⑥									
⑦									
⑧									
⑨									
⑩									

※事業開始年月欄について、計画策定時において施設建設中である場合は、着工年月及び竣工予定年月を記入すること。

※複合施設の場合、併設されている施設種別、床面積、及び消防署の指導内容等を備考欄に記載すること。

担当課名		担当係名		担当者名		連絡先 (直通)		メール アドレス	
------	--	------	--	------	--	-------------	--	-------------	--

既存小規模福祉施設スプリンクラー等整備事業について

経緯

平成18年1月に発生した認知症高齢者グループホームの火災をきっかけに、小規模の福祉施設における防火管理体制等が見直され、平成19年に消防法施行令が改正された。（施行日：21年4月1日）

具体的な改正内容

施設基準の見直し

スプリンクラーの設置が必要な施設面積 (延べ床面積)	改正前	改正後
	1,000㎡以上	275㎡以上

(参考) 自力避難困難者

火災発生時にその危険性を認識できず、または危険性を認識できたとしても自力で避難する能力に著しく乏しいことが明らかである者。

→ 要介護度3以上の者／乳幼児／障害程度区分4以上の障害者

対象施設の見直し

改正に伴いスプリンクラー設置が義務づけられた自力避難困難者入所施設（高齢者関連）

特別養護老人ホーム
介護老人保健施設
認知症高齢者グループホーム
養護老人ホーム
有料老人ホーム
老人短期入所施設

交付金で対応

交付金概要

交付金名	地域介護・福祉空間整備等交付金
平成21年度予算（案）	387億円 (当該事業については内数で対応)
交付金単価	9,000円/㎡
対象施設	小規模の特別養護老人ホーム (定員29人以下)
	小規模の介護老人保健施設 (定員29人以下)
	認知症高齢者グループホーム

その他留意点

- ・ 既存施設であって、スプリンクラー未設置の施設が対象
- ・ 左記3施設以外については、補助金が既に一般財源化されている等の理由により除外
- ・ 平成23年度までの時限措置

〔消防法施行令において、既存の施設については平成23年度末まで経過措置が認められているため〕

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について 【平成21年度】

手続きの流れ

(既存小規模福祉施設スプリンクラー等整備事業の場合)

対象となる施設
(交付金申請者)

- ・小規模の特別養護老人ホーム(定員29人以下)・小規模の介護老人保健施設(定員29人以下)、認知症高齢者グループホームを運営しており、スプリンクラーが未設置且つ交付金の活用を希望する者は、所在する市区町村の担当窓口に申請。
- ・申請にあたっては、事前に市区町村の担当窓口に要相談。(当該交付金は、市区町村が計画として国へ提出し、国が審査の上、市区町村に対し交付金を交付する仕組みであるため)

市区町村

管内の施設からの申請を取りまとめ、都道府県を經由して厚生労働省(各地方厚生局)へ計画書を提出。※

※ 厚生労働省への提出締切等については、年に数回行われる募集の際にお示しするので留意されたい。

厚生労働省

全ての計画を取りまとめ、審査の上、採択。採択の結果(内示)については、市区町村に通知する。

市区町村

・内示を受け、申請者に周知。交付金の要綱に従って、交付申請書等必要な書類を、各地方厚生局へ提出。

・各地方厚生局において交付決定された後、申請者に交付金を交付。

対象となる施設
(交付金申請者)

- ・スプリンクラー整備の実施。
- ・なお、内示前に工事請負業者等との契約及び着工することは認められないため、注意すること。